

「YouTubeによるZ世代向けシティプロモーション動画制作及び運用業務委託」
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「YouTubeによるZ世代向けシティプロモーション動画制作及び運用業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱に定めがあるもののほか、「YouTubeによるZ世代向けシティプロモーション動画制作及び運用業務委託」受託候補者特定に係る実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) 当該業務の実施体制
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
 - (2) 業務実施方針の妥当性等
 - (3) 提案内容の妥当性等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案者の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長	政策経営局総務課長
副委員長	政策経営局共創推進課長
委員	政策経営局広報課担当課長
委員	政策経営局広報戦略・プロモーション課担当係長
委員	政策経営局広報戦略・プロモーション課担当職員

- 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を政策経営局第2入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
- 6 評価委員会は非公開とする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和6年6月26日から施行する。

業務説明資料

1 委託業務名

YouTube による Z 世代向けシティプロモーション動画制作及び運用業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3 履行場所

本市が指定する場所

4 業務目的

スタートアップ創出等の自己実現や脱炭素社会の推進をはじめとした社会課題の解決に意欲の高い Z 世代の若者を対象とし、横浜市が若者にとって活躍できるチャンスに溢れ、環境が整っている都市であることを理解してもらい、親近感や共感を抱いてもらえるような動画を作成し配信する。この動画を通じて、若者の横浜への好意、愛着を醸成し、訪れたい、ビジネスしたいという意欲を喚起し、ひいては横浜に住みたい、住み続けたいという意欲の喚起につなげる。

5 業務内容

(1) 動画の企画・制作・配信

YouTube (YouTube ショートを含む) で配信を行う動画の企画、動画構成、台本作成、演出、出演者との交渉・調整、素材作成 (イラスト、CG、テロップ等)、映像取材、撮影、編集、収録、BGM 音源制作または選曲等、動画制作・配信 (本市が運営する YouTube チャンネル、SNS を除く) にかかる作業の一切を行うこと。また、本編動画への誘因を目的としたサイネージ用動画および本市 SNS 用素材についても制作すること。制作にあたっては、受託者は原案を作成し、委託者と調整し、承諾を得ながら制作業務を行うこと。

ア 訴求ターゲット

- ・自己実現や社会課題の解決に意欲の高い首都圏在住の 10 代半ば～20 代半ば (Z 世代)

イ 動画内容

- ・動画のテイストは、親しみを感じてもらえるよう、堅苦しくないものとする。
- ・「ウ」に記載するテーマ (施策) に沿って他都市にはない横浜ならではのフィールドを活用して生き生きと活躍する若者の姿を通じて、Z 世代に共感を生むような動画を制作すること。

また、人物を追うだけでなく、横浜だからこそ体験できる Z 世代に刺さる魅力を盛り込み、横浜で「訪れたい、ビジネスしたい、住みたい、住み続けたい」と思うようなコンテンツを制作すること。

ウ 盛り込むテーマ (施策)

動画の企画制作については、次のうちから 3 つ以上のテーマを選定し、各 1 本以上の動画を制作すること。

【テーマ（施策）】

- ・スタートアップの創出
- ・脱炭素社会の推進
- ・グローバル社会での活躍
- ・DXの推進
- ・その他、横浜市が進める施策のうちZ世代の関心を引くもの

エ キャスト・出演者

選定したテーマに沿った分野で活躍する人物を取り上げること。

取り上げる人物について提案を基に委託者と適宜相談の上、調整、決定する。

オ ロケ・撮影場所

ロケーションについては、テーマに適した横浜らしい場所とし、提案を基に委託者と適宜相談の上、調整、決定する。

カ 制作物

（ア）本編動画

- ・エンゲージメントが得られる最適な長さ・最適な本数を、提案を基に委託者と適宜相談の上調整し、決定すること。

（イ）サイネージ用動画

- ・市庁舎や区庁舎等に設置されたサイネージで放映する本編動画への誘因を目的とした動画（縦・横型 15 秒）を制作すること。

（ウ）本市 SNS・広告用素材

- ・本市 SNS（LINE、X 等）での配信や広告を行う際に必要な本編動画への誘因を目的とした素材（動画・静止画いずれも可）を制作すること。

（エ）動画素材

- ・それぞれの本編動画について、クリック数の向上を図るため、カスタムサムネイルを制作すること。
- ・全ての本編動画に共通で使用するオープニング・エンディング・場面切替（アイキャッチ）の素材を制作すること。
- ・横浜市のロゴマークおよびサウンドロゴのデータについては支給する。
- ・その他、横浜市で著作権がある映像、画像については、協議の上、支給する。

（オ）テロップ

- ・ユニバーサルデザインの観点から、基本的なテロップについては挿入すること。

（カ）効果測定

- ・それぞれの本編動画について、YouTube アナリティクス等の分析ツールやその他のデータを基に分析し、報告すること。そのうえで次回の制作に向けた運営目標を設定し、改善に向けた PDCA を実行すること。また、動画配信を通じて、本事業の目的が達成されたかどうかの効果測定を行うため、動画を見た人に向けたブランドリフト調査をはじめとしたアンケート調査を実施すること。

（キ）その他

- ・制作した動画について全体としてシリーズ化されて見えるよう、見せ方にも工夫をすること。また、「7 動画の視聴回数目標」で記載した総視聴回数の達成に向けた工夫を

行うこと。

キ 配信

- ・ YouTube の横浜市公式チャンネルでの配信を前提とする。
- ・ 本市 SNS（LINE、X 等）および市庁舎や区庁舎等のサイネージでも放映を本市で実施するので、放映可能なデータを提出すること。
- ・ その他、さらなる動画視聴の拡大を目的として、受託者や動画出演者が所有する YouTube チャンネルや SNS 等での掲載についても可能な範囲で実施する。
- ・ 配信期間は無期限を基本とするが、肖像使用期間等を考慮し、適宜協議の上、決定する。

ク 納品形式

- ・ YouTube のプラットフォームにアップロードができる動画ファイル形式とすること。また YouTube 上で、フル HD 規格以上での視聴ができるものとする。
- ・ 本市 SNS・広告用素材については、SNS（LINE、X 等）での配信が可能なファイル形式とすること。
- ・ サイネージ用動画については、mp4 および wmv で格納すること。
- ・ それぞれの動画について DVD に格納して動画データとして納品すること。

(2) 広告手法の提案・運営と効果測定

(1) で制作した各種動画を効果的に活用しながら、動画視聴への誘導を目的とした効果的な広告手法を提案し、広告の運営を行うこと。

また、動画配信を通じて、本事業の目的が達成されたかどうかの効果測定を行うため、動画を見た人に向けたブランドリフト調査をはじめとしたアンケート調査を実施すること。

(3) 定例会議

動画制作の企画、撮影に向けた具体的な調整、広告運営等について、委託者と定期的に打合せ等を行いながら情報共有を実施すること。本事業の開始時及び完了時に 1 回実施するほか、本編動画の企画・撮影調整等にあたり必要な会議の実施頻度・方法等は、適宜協議の上進める。

また、動画の効果測定と次回の配信に向けた運営目標、広告運営の成果なども、定例会議の際に報告すること。

(4) 実施業務報告書の作成

(1) 及び (2) の実績、効果、分析、評価、その他実施業務について、本事業完了後にレポートにて報告すること。

(5) 成果物の納品

本事業の成果物は次のとおりとする。ただし委託者との協議により変更する場合がある。

ア 成果物

- ・ 本編動画
- ・ サイネージ用動画
- ・ 本市 SNS・広告用素材
- ・ 動画素材（サムネイル、オープニング、エンディング、場面切替（アイキャッチ））

- ・広告運営に関するレポート
- ・効果測定レポート
- ・実施業務報告書

イ 納品方法

動画のデータについてはDVDに書き込み、納品すること。

ウ 成果物の納品場所

横浜市政策経営局シティプロモーション推進室広報戦略・プロモーション課
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
電話 045-671-3680 / FAX 045-661-2351

6 想定スケジュール

- 8月 契約決定・企画
- 9月～撮影・動画制作
- 1月～動画完成・動画配信
- 3月 効果測定（分析、評価）

7 動画の視聴回数目標

動画の総視聴回数は40万回程度を目標とする。

受託者は本事業の受託後速やかに運営目標と目標達成計画を横浜市と協議の上決定し、期間中は達成に向けた施策を講じること。

8 その他

- (1) 契約の履行にあたり、委託契約約款、個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- (2) 委託者と十分な協議を行いながら進めることとし、仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、横浜市の契約規則や委託契約約款などの定めるところによるほか、別途協議の上、決定すること。
- (3) その他トラブル等、委託者への報告が必要と思われる事案が発生した際には、速やかに連絡の上、経過・経緯・対応策等をまとめた報告書を提出すること。
- (4) 受託者は、進行状況等について、委託者が報告や資料の提出を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。
- (5) 受託者は本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外に利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。
- (6) 本業務の実施に伴い、制作した成果物の著作権等の権利については全て委託者に帰属するものとする。

9 委託者

横浜市政策経営局シティプロモーション推進室広報戦略・プロモーション課
TEL : 045-671-3680

提案書作成要領

1 業務件名

YouTube による Z 世代向けシティプロモーション動画制作及び運用業務委託

2 業務の内容

業務説明資料のとおり

概算業務価格（上限価格）は、15,000,000 円（税込）とする。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとする。

3 プロポーザル実施スケジュール

日程	内容等	提出・通知方法
令和 6 年 7 月 10 日（水） 12 時（正午）まで（必着）	「参加意向申出書」等提出締切	持参又は郵送
7 月 12 日（金）	「提案資格確認結果通知書」送付	電子メール
7 月 17 日（水） 12 時（正午）まで（必着）	「質問書」提出締切	電子メール
7 月 19 日（金）	「質問回答書」送付	電子メール ※質問なしの場合送信なし
7 月 24 日（水） 15 時まで（必着）	「提案書」提出締切	持参又は郵送
8 月 2 日（金）（予定）	プロポーザル評価委員会 （ヒアリング）	
8 月 8 日（木）（予定）	業者選定委員会付議	
8 月中旬（予定）	「結果通知書」送付	電子メール

4 参加の条件

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者とする。

(1) 応募資格等

応募の資格を有する者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- ア 「参加意向申出書（第 1 号様式）」を提出した時点で、令和 5・6 年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿に登載され、営業種目「映画・ビデオ制作」「広告」「イベント企画運営等」または「その他の委託等」の登録がある者。
- イ 過去に動画コンテンツを活用した官公庁や企業のプロモーションの実績をもつ者。
- ウ 「参加意向申出書（第 1 号様式）」を提出してから受託候補者の特定までの間において、「横浜市指名停止等措置要綱（平成 16 年 4 月 1 日制定）」の規定による停止措置を受けていない者。
- エ 履行期間満了まで、業務を履行できる者。
- オ 銀行取引停止処分を受けていない者。
- カ 横浜市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団等と関係を有しない者。
- キ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当していない者。

- ク 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者。
- ケ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥る恐れがないと本市が認めた者を除く。）でないこと。
- コ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者。

5 参加に係る手続き

本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記書類を期日までに提出すること。

- (1) 提出期限 令和 6 年 7 月 10 日（水）12 時（正午）まで（必着）
- (2) 提出方法 電子メール（PDF データで添付）

《注意事項》

メール件名は下記のとおりとする。

【参加意向申出書提出】YouTube による Z 世代向けシティプロモーション動画制作及び運用業務委託

- ・メール本文に、「商号又は名称」、「連絡担当者所属」、「連絡担当者氏名」、「電話番号」を明記すること。
- ・メール送信後、必ず電話により到達確認を行うこと。提出期限を過ぎた場合は受け付けない。

(3) 提出書類

- ア 参加意向申出書（第 1 号様式） 1 部
- イ 誓約書（手続関係様式 1） 1 部

(4) 提案資格確認結果の通知

「参加意向申出書（第 1 号様式）」を提出した全ての事業者に、「提案資格確認結果通知書（第 2 号様式）」を電子メールにより通知する。

- ア 通知日 令和 6 年 7 月 12 日（金）
- イ その他

- ・提案資格を満たす者には、「プロポーザル関係書類提出要請書（第 6 号様式）」を併せて通知する。また、魅力の整理及び企画案に係る補足資料を提供する。
- ・提案資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由の説明を求められることができる。なお、書面は本市が通知を発出した日の翌日起算で、行政機関の休日に関する法律により定められる休日を除く 5 日後の 17 時までに、「参加意向申出書（第 1 号様式）」提出先まで提出すること。本市は、上記の書面を受領した日の翌日起算で、行政機関の休日に関する法律により定められる休日を除く 5 日以内に、説明を求めた者に対して回答する。

6 質問について

本要領等の内容について疑義のある場合は、「質問書（手続関係様式 3）」を提出すること。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全ての事業者に通知する。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要である。

- (1) 提出期限 令和 6 年 7 月 17 日（水）12 時（正午）まで（必着）
- (2) 提出方法 電子メール ※送信形式はテキスト形式とし、質問書を Word 形式で添付すること。

《注意事項》

- ・メール件名は下記のとおりとする。

【質問書提出】YoutubeによるZ世代向けシティプロモーション動画制作及び運用業務委託

- ・メール本文に、「商号又は名称」、「連絡担当者所属」、「連絡担当者氏名」、「電話番号」を明記すること。
 - ・メール送信後、必ず電話により到達確認を行うこと。提出期限を過ぎた場合は受け付けない。
- (3) 回答送付日 令和6年7月19日(金)
- (4) 回答方法 電子メール ※質問なしの場合は送信なし

7 提案書の提出

提案書は【別紙1】「提案書の提出について」に基づき、所定の様式等で作成すること。

- (1) 提出期限 令和6年7月24日(水)15時まで(必着)
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 提出書類

ア 提案書(第5号様式) 1部

イ 提案書類①～⑬ 9セット(紙出力、1セットずつダブルクリップ留め)

ウ データ 1式 ※DVD-Rなどパソコンで見られる媒体に保存すること

《注意事項》

- ・手書きで記載する場合は、全て消えないボールペンで記載すること(鉛筆書き、消えるボールペンの使用不可)。
 - ・提出期限を過ぎた場合は受け付けない。ただし、配送業者に起因する事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付ける。
 - ・郵送の場合は、封筒等に「提案書在中」と記載すること。また、発送後に必ず提出先に電話連絡を行うこと。
 - ・持参する場合は、事前に電話連絡の上、平日の9時から12時、または13時から17時の間に提出すること。
- (4) その他
- ア 提案書の作成及び提出等にかかる費用は、提案者の負担とする。
- イ 所定の様式等以外の書類については受理しない。
- ウ 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求められることがある。
- エ 提出された書類は返却しない。
- オ 提案書に記載した業務実施体制は、担当者の病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。
- カ 提案内容の変更は、明らかな誤字・脱字を除き原則として認められない。

8 辞退について

「参加意向申出書(第1号様式)」提出後、又は「提案資格確認結果通知書(第2号様式)」の受領後に辞退する場合は、「辞退届(手続関係様式2)」を書面にて提出する。

9 5～8の提出先

横浜市政策経営局広報戦略・プロモーション課 松川、沼田
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所9階

10 プロポーザルに関するヒアリング

- (1) 実施日時 令和6年8月2日(金)(予定)30分程度(質疑応答含む)
- (2) 実施場所 横浜市庁舎会議室(横浜市中区本町6-50-10)
- (3) 実施方法 ヒアリング時は提案書を使用し、口頭・紙資料にて説明を行うものとする。
なお、資料の変更・追加は認めない。
- (4) 機材等 ノートパソコンの持込み可。プロジェクターは不可。
- (5) 出席者 3名以下 ※必要最小限としてください。
- (6) その他 時間・場所等の詳細については、別途通知する。

11 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行う。

名 称	政策経営局第2入札参加資格審査・業者選定委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること
委 員 長	総務部長
委 員	経営戦略課担当課長
委 員	データ経営課長
委 員	総務課長
委 員	制度企画課長
委 員	男女共同参画推進課長
委 員	広報課長
委 員	報道課長
委 員	共創推進課長

名 称	YouTubeによるZ世代向けシティプロモーション動画制作及び運用業務委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの評価に関すること
委 員 長	政策経営局総務課長
副 委 員 長	政策経営局共創推進課長
委 員	政策経営局広報課担当課長
委 員	政策経営局広報戦略・プロモーション課担当係長
委 員	政策経営局広報戦略・プロモーション課担当職員

12 評価基準について

【別紙2】「提案書評価基準」のとおり

13 結果通知

提案書を提出した全ての事業者に、特定の有無及びその理由を記載した「結果通知書(第7号様式)」を電子メールにより通知する。

(1) 通知日 令和6年8月中旬(予定)

(2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、行政機関の休日に関する法律により定められる休日を除く5日後の17時までに、提案書提出先まで提出すること。

本市は、上記の書面を受領した日の翌日起算で、行政機関の休日に関する法律により定められる休日を除く5日以内に、説明を求めた者に対して回答する。

14 その他

(1) 提案書及びその他の提出書類の取扱い

ア 提案書及びその他の提出書類は、プロポーザルの特定のみで使用し、提案者に無断で他の用途に使用することはない。

イ 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱う。

ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがある。

ウ 提案書及びその他の提出書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲について複製を作成することがある。

(2) プロポーザル手続における注意事項

ア プロポーザルの実施のために本市から提供された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできない。

イ 提案書及びその他の提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、業者選定委員会において特定を見合わせることもある。

ウ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

エ 受託候補者として特定された者と本市は、後日、本要領、業務説明資料及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結する。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがある。

オ 「参加意向申出書(第1号様式)」の提出後、受託候補者の特定の日までの手続き期間中に、前述の「4 参加の条件」に該当しないこととなった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、その者が受託候補者として特定されている場合は、次の順位の者と手続きを行う。

(3) 無効となるプロポーザル

ア 提案書の提出方法、提出先、及び提出期限に適合しないもの。

イ 提案書の各作成様式及び留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

カ 虚偽の内容が記載されているもの。

キ 本プロポーザルに関して評価委員会委員との接触があった者。

ク ヒアリングに出席しなかった者。

(4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(5) 契約書作成の要否

要す

【提案書作成要領・別紙1】

提案書の提出について

<注意事項>

- 1 提出書類については、縦置き横書き、片面印刷、右上に①～⑬の書類番号・タイトル（「提出物チェックリスト」参照）を明記すること。また、枚数は項目ごとに必要最低限にまとめること。
- 2 文字は注記を除き、原則として 10ポイント以上の大きさとする。
- 3 手書きで作成する場合は、全て消えないボールペンで記載すること（鉛筆書き、消えるボールペンの使用不可）。
- 4 表紙となる「提案書（第5号様式）」には必要事項を記入し、必ず代表者印を押印すること（社判不可）。
- 5 提出する書類には、表紙となる「提案書（第5号様式）」を除き、一切社名等（代表者名、社員名、企業ロゴ等を含む）の表記を行わないこと。また、ページ番号を通して振ること。
- 6 書類を提出する際は、再度「提出物チェックリスト」を確認すること。

■提案書記載事項

1 業務実施にあたっての組織・体制について【様式自由・A4】

- (1) 会社・団体概要【書類番号①】
- (2) 過去の動画コンテンツを活用した官公庁や企業のプロモーション業務の実績【書類番号②】
- (3) 業務実施体制【書類番号③】

※いずれも、社名、代表者名、社員名、企業ロゴ、メールアドレス、その他社名が分かるものは一切表記を行わないこと。

2 業務の実施方針・方法・スケジュール・その他提案について【様式自由・A4】

- (1) 業務実施方針【書類番号④】（業務目的を理解し、視聴回数目標等を達成するための考え方、方向性等）
- (2) 業務実施方法【書類番号⑤】（(1)を実現するための具体的な手法等）
- (3) 業務実施スケジュール【書類番号⑥】

下記の内容を含めること。

- ア 動画制作に係るスケジュール案
- イ 広告運用業務実施スケジュール案

(4) YouTube を活用した動画コンテンツにかかる企画提案

ア 業務説明資料にある業務趣旨や動画内容等を踏まえて、制作する動画のうち3本の動画企画案を作成すること。

なお、想定するキャスト・ロケーションなども、なるべく具体的にご提案ください。【書類番号⑦】

イ アの動画の視聴拡大を目的としたプロモーション手法（広告運用を含む）の提案。【書類番号

⑧】

ウ 動画の効果・データ分析と PDCA の実行、また動画を通じて本事業の目的（横浜に対する好意、愛着、親近感、共感の醸成）が達成されたかどうかの効果測定について、実施方法の提案。

【書類番号⑨】

(5) その他提案

本業務について、その他提案がある場合には提出すること。【書類番号⑩】

3 提案書の開示に係る意向申出書【別紙3】【書類番号⑪】

4 参考見積書について【様式自由・A4】

業務に係る人件費、動画企画・制作・配信から広告運営・効果測定実費等の経費について、できるだけ詳細な内訳を明記した参考見積書を作成すること。【書類番号⑫】

※上限価格については、「提案書作成要領」の2を参照。

5 企業としての取組について【別紙4：企業としての取組確認票・A4】

ワークライフバランス、障害者雇用、健康経営に関する取組について、該当するものについて「別紙4：企業としての取組確認票」に記入をすること。【書類番号⑬】

【提案書作成要領・別紙2】

提案書評価基準

(1) 評価方法

- ア 評価委員1人あたり126点満点とし、下記評価項目について評価を行い、合計得点の高い者を特定する。
- イ 提案内容及び実施体制のいずれかの評価項目の評価点が1点となった者は、原則として選定しない。

(2) 評価点が同点の場合の措置

評価委員の採点の合計点数が同点の場合、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。

- ア 加重倍率が4の項目の合計得点が上位の者
- イ 5点の評価点項目が多い者
- ウ 加重倍率が4の項目に2点以下の評価点がない者

(126点満点)

	項目	(評価の視点)	点数			倍率	満点			
			良い	>> 普通	>> 良くない					
提案内容	事業趣旨の理解度	横浜市の目指す都市ブランド及び本件の業務内容を十分に理解し、全体としてまとまりのある計画となっているか	5	4	3	2	1	2	10	
	実現性	論理的で、実現性の高い方法を提示しているか	5	4	3	2	1	3	15	
	訴求力	ターゲットに適した企画、訴求力の高いキャストのキャスティングを立案しているか	5	4	3	2	1	4	20	
	斬新性	市として発信すべきテーマを捉えたうえで斬新な切り口での企画提案となっているか	5	4	3	2	1	3	15	
	拡散性	YouTube、SNSでの広告掲出のほか、質及び拡散力の高いプロモーション手法を立案しているか	5	4	3	2	1	4	20	
	効果測定の有効性	本事業の目的達成度が十分に把握できる効果測定手法を立案しているか。	5	4	3	2	1	2	10	
	予算配分計画	上限額(15,000千円)を踏まえ、事業内容に対し、妥当性があり、且つ効率的な予算配分計画になっているか	5	4	3	2	1	1	5	
実施体制	人員体制	業務を遂行するのに十分な人員・組織体制また実績を有するスタッフの配置等が提案されているか	5	4	3	2	1	2	10	
	スケジュール管理・情報共有	適切なスケジュール管理及び情報共有がなされる業務管理体制が提案されているか	5	4	3	2	1	1	5	
	過去の業務実績	本業務を実施するにあたり、過去に動画コンテンツを活用した官公庁や企業のプロモーション業務の実績があり、ノウハウを活かすことができるか	5	4	3	2	1	2	10	
企業としての取組	ワークライフバランス、障害者雇用、健康経営に関する取組	次の項目を満たしているか(1つ満たすごとに1点を加算) <input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員101人未満の場合のみ加算) <input type="checkbox"/> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員101人未満の場合のみ加算) <input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし認定、プラチナえるぼし認定)又は、よこはまグッドバランス企業認定の取得 <input type="checkbox"/> 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得 <input type="checkbox"/> 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の2.5%の達成※達成している(従業員40人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員40人未満) <input type="checkbox"/> 健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	6	5	4	3	2	1	1	6
合計									126	